

経済産業省・個人情報保護委員会主催  
越境プライバシールール（CBPR）展開セミナー（東京）



# CBPR認証取得の意義 ～ 中小企業こそ取得すべき～

2025年3月19日  
インタセクト・コミュニケーションズ株式会社



DX認定



## インタセクト・コミュニケーションズ株式会社

所在地 : 東京都千代田区神田小川町 3 丁目 1 番地B・Mビル  
設立 : 2000年11月  
代表者 : 代表取締役社長 譚 玉峰  
拠点 : 北海道・京都・大阪・兵庫(姫路)・福岡  
人員 : 153名

グループ : 中国各社（北京、上海、成都、長春、太原）

事業内容 : マルチ決済サービス、中国向け越境EC、アジア向け海外プロモーション・インバウンド支援、アフィリエイト運用代行、システム開発など

## 甘利 友朗

経営管理本部 リスク管理室 室長

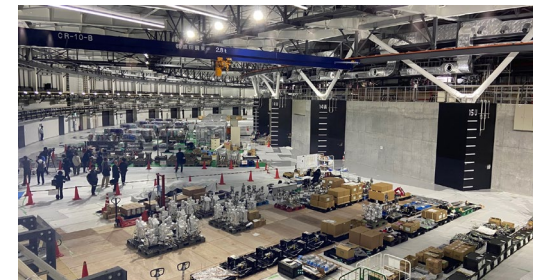
[amari.tomoaki@intasect.co.jp](mailto:amari.tomoaki@intasect.co.jp)



### 略歴

- ・通信事業者にてエンジニアリングに従事
- ・ソフトバンク株式会社（現：ソフトバンクグループ株式会社）にてグループ情報セキュリティマネジメントに従事
- ・株式会社ドワンゴにてリスクマネジメント、グループ内部統制に従事
- ・現在、インタセクトにてリスクマネジメント、経営企画、DX推進プロジェクト、大阪大学 健康情報工学共同研究講座 研究員、等に従事

東北大学内 次世代放射光施設「ナノテラス」の名付け親



CBPR（Cross Border Privacy Rules/APEC越境プライバシーシステム）は、企業等の越境個人データの保護に関して、APECプライバシー原則への適合性を認証するシステムです。

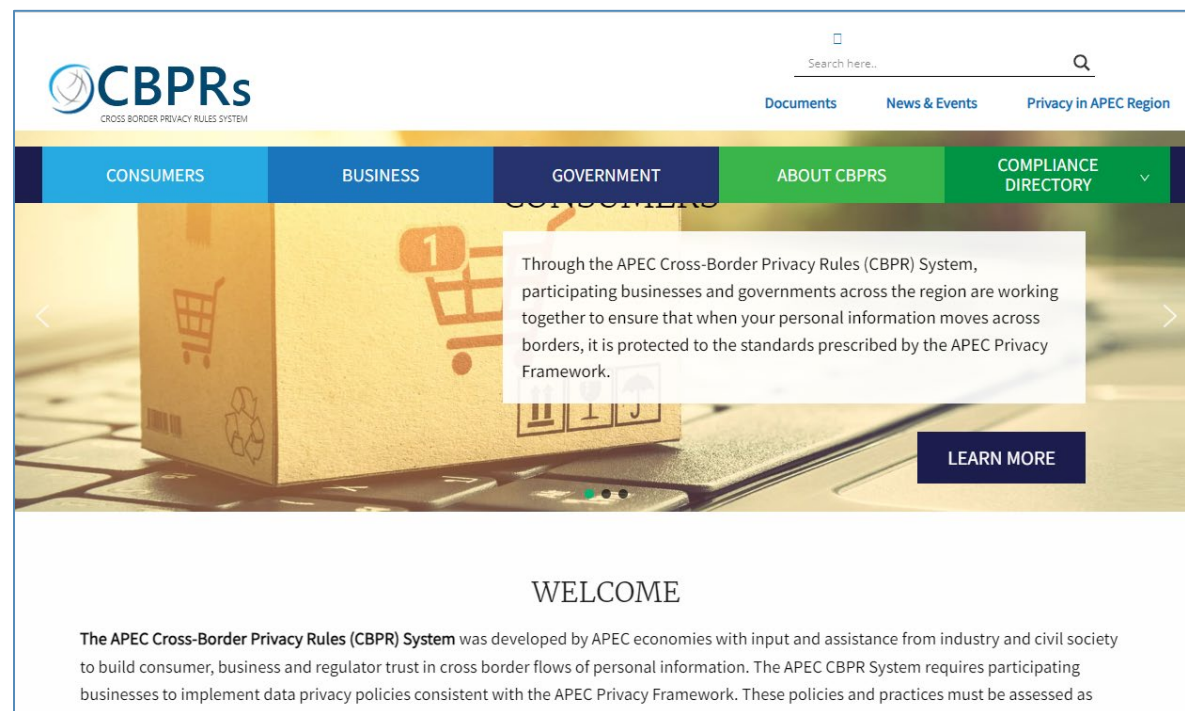
## 参加している国・地域 (9)

日本、アメリカ、韓国、シンガポール、  
カナダ、メキシコ、台湾、フィリピン、  
オーストラリア

イギリスも参加表明

## 認証取得事業者 (82社、2025年1月)

日本 : 4社 Paydy、PayPay、IIJ  
アメリカ : 53社 アップル、IBM、マスターカード  
韓国 : 13社 ネイバー、カカオゲームズ  
シンガポール : 11社 アリババクラウド

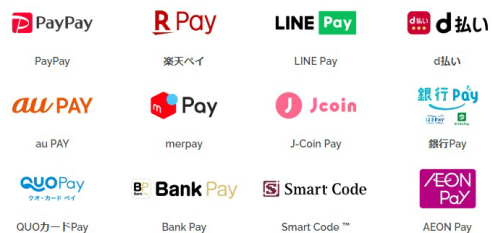


<https://cbprs.org/>

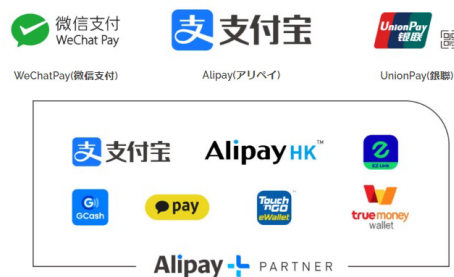
## アジアエリアへの事業拡大のため QRマルチ決済、越境EC、インバウンドなど展開中

QRマルチ決済サービス「IntaPay」対象サービス

国内対応QR決済サービス



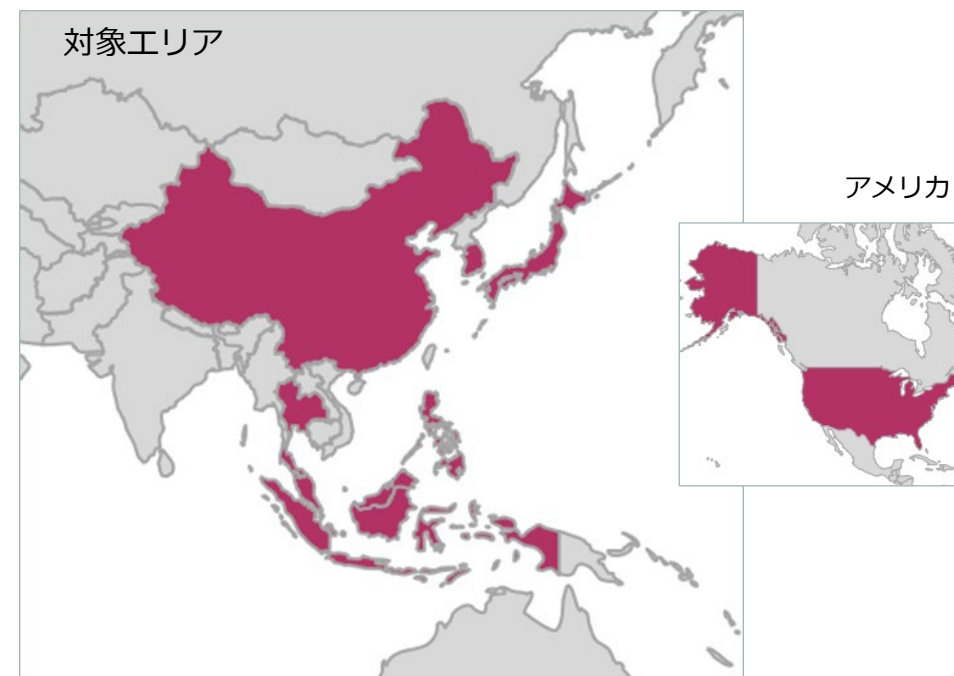
海外対応QR決済サービス



**国内** : PayPay、楽天ペイ、LINE Pay、d払い、au PAY、merpay、J-Coin Pay、銀行Pay、QUOカードPay、Bank Pay、Smart Code、AEON Pay  
**海外** : WeChatPay (中国)、Alipay (中国)、UnionPay (中国)、KakaoPay (韓国)、TrueMoney (タイ)、GCash (フィリピン)、EZ-link (シンガポール)、Touch'n Go (マレーシア)、DANA (インドネシア)、Amazon Pay (アメリカ)



1つのアプリで  
全て対応





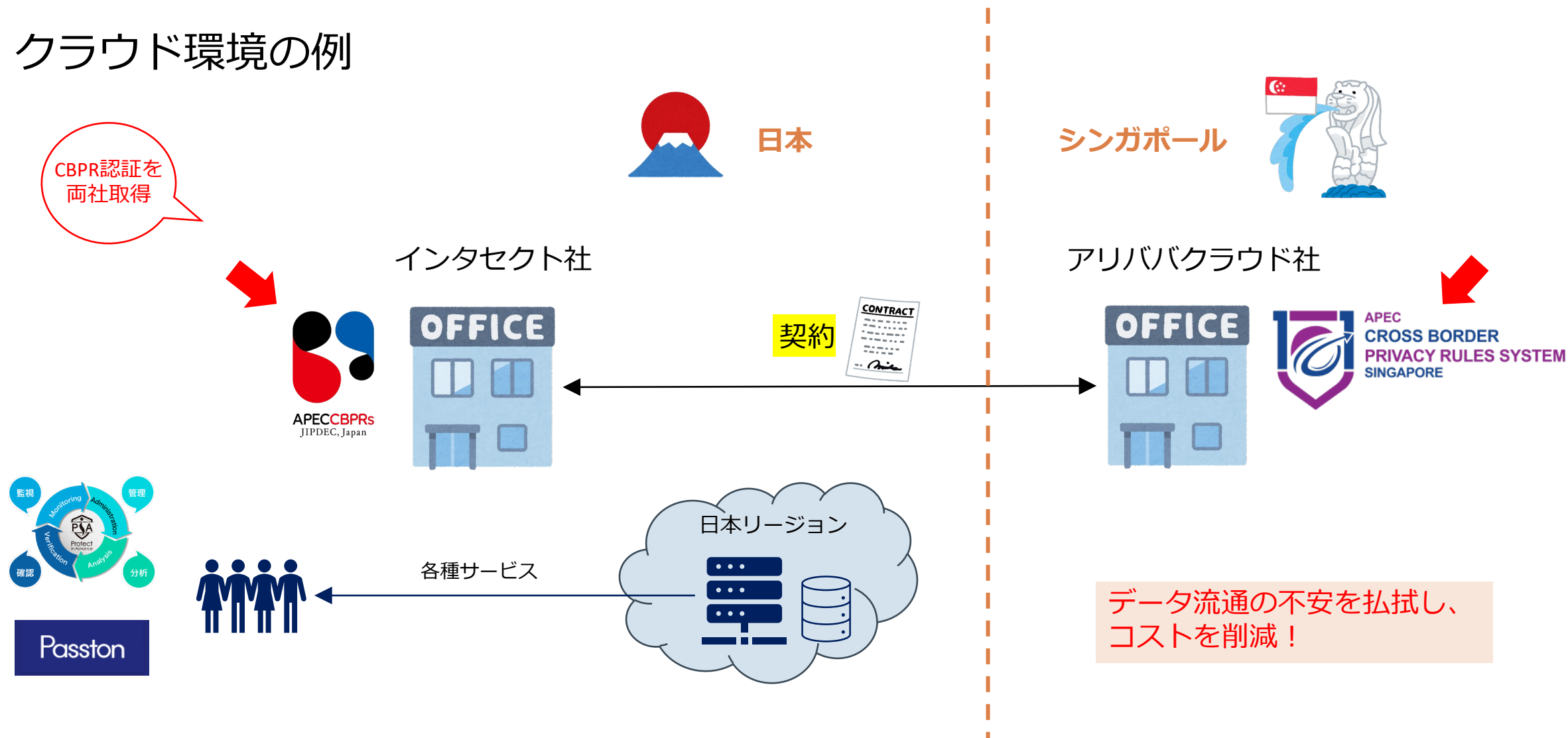
# CBPR取り組み例①

## 越境ECの場合 WeChat ECモールの例



# CBPR取り組み例②

## クラウド環境の例



## 「50の質問」

■APEC プライバシーフレームワーク原則と APEC CBPR 質問表

| 原則       | APEC CBPR 質問表 | 確認する内容                                                                                                                              |
|----------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通知       | 1～4           | APEC 通知原則に照らし、①取得される個人情報、移転先、及び利用目的に関する貴社のポリシーを本人に必ず理解してもらっているか、②必要最低限の取得になっていることを条件として、本人の個人情報が取得されるタイミング、移転先、及び利用目的を本人に必ず通知しているか。 |
| 取得の制限    | 5～7           | APEC 取得原則に照らし、個人情報の取得がその取得のために表明した目的に確実に限定されているか。                                                                                   |
| 個人情報の利用  | 8～13          | APEC 利用原則に照らし、個人情報の利用が取得目的及びこれに適合又は関連するその他の目的を達成することに限定されているか。                                                                      |
| 選択       | 14～20         | 選択手順に関する規定の条件に照らし、個人情報の取得、利用及び開示に関して本人が必ず選択できるようになっているか。                                                                            |
| 個人情報の完全性 | 21～25         | 記録について正確性及び完全性を維持させ、並びに最新な状態に維持しているか。                                                                                               |
| セキュリティ対策 | 26～35         | 個人がその個人情報を組織に預ける際に、個人情報の紛失、不正なアクセス、不正な破壊・利用・変更若しくは開示、又はその他の不正使用を防ぐために、その個人情報が合理的なセキュリティ対策によって確実に保護されているか。                           |
| アクセス及び訂正 | 36～38         | 本人がその個人情報にアクセスして、訂正することができることを保証しているか。                                                                                              |
| 責任       | 39～50         | APEC 原則の実施方法を遵守することについて確実に責任を果たしているか、また、移転後にこの原則に従って個人情報を確実に保護するための合理的な措置を用意しているか。                                                  |

ざっくり言うと、

認証を取得するには、

- 1. 認証基準を満たし、
- 2. 50の質問に答え、
- 3. 根拠文書を提出する。

※**認証基準は個人情報保護全般**だが、  
Pマークを取得していれば問題にならない内容

※詳しくはJIPDECサイトをご確認ください。  
<https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr.html>

## 提出文書

### 3.6.2 根拠文書の例

■規程類

| No | 提出が求められる文書例                                         |
|----|-----------------------------------------------------|
| 1  | プライバシーポリシー(プライバシーステイメント、個人情報保護方針など)                 |
| 2  | 個人情報を特定する手順に関する規程                                   |
| 3  | 法令、国が定める指針その他の規範の特定、参照及び維持に関する規程                    |
| 4  | 個人情報に関するリスクの認識、分析及び対策の手順に関する規程                      |
| 5  | 事業者の各部門における個人情報を保護するための権限及び責任の規程                    |
| 6  | 緊急事態(個人情報を漏えい、滅失またはき損など)への対応に関する規程                  |
| 7  | 個人情報の取得、利用及び提供に関する規程                                |
| 8  | 個人情報の適正管理に関する規程(委託先に関する規程、従業者管理に関する規程、安全管理に関する規程など) |
| 9  | 本人からの開示等の求めへの対応に関する規程                               |
| 10 | 教育に関する規程                                            |
| 11 | 内部規程の文書管理に関する規程                                     |
| 12 | 苦情及び相談への対応に関する規程                                    |
| 13 | 点検や内部監査に関する規程                                       |
| 14 | 是正処置及び予防処置に関する規程                                    |
| 15 | 代表者等による見直しに関する規程                                    |
| 16 | 内部規程の違反に関する罰則規程                                     |

■関連文書

| No | 提出が求められる文書例                        |
|----|------------------------------------|
| 17 | 参照すべき法令、国が定める指針その他の規範の一覧           |
| 18 | 組織図、CBPR 体制                        |
| 19 | システム構成(システム構成図やネットワーク図などシステム仕様の文書) |
| 20 | セキュリティポリシー(情報セキュリティ基本方針等)          |
| 21 | リスク分析及びリスクに対して講ずべき対策の一覧            |
| 22 | 個人情報取得時に本人に通知している文書                |
| 23 | 個人情報を特定し管理する台帳                     |
| 24 | 委託先及び提供先の一覧                        |
| 25 | 委託先及び提供先を評価選定した記録                  |
| 26 | 委託先及び提供先との契約書                      |
| 27 | 教育を実施した記録及び教育テキスト                  |
| 28 | 監査を実施した記録及び監査チェックリスト               |

# 越境データ移転対応の可視化

検索

CBPR 質問

画像 動画 ニュース ショッピング 書籍 地図 フライト ファイナン

約 9,640 件 (0.35 秒)



jipdec.or.jp

https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr/JIP...

「50の質問」

## APEC越境プライバシールールシステム事前質問書

CBPRを確実に遵守させるための事前評価及び方法が、個人情報の処理業者、代理人、請負業者、その他のサービス業者に難しいという場合であっても、個人情報を開示しています...

ダウンロード

|                                                                                     |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----|
|  |    |
| Asia-Pacific<br>Economic Cooperation                                                |    |
| APEC 越境プライバシールールシステム<br>事前質問書                                                       |    |
| 基本情報                                                                                | 2  |
| 通知                                                                                  | 6  |
| 通知に関する規定の制限事項                                                                       | 8  |
| 取得の制限                                                                               | 9  |
| 個人情報の利用                                                                             | 10 |
| 選択                                                                                  | 12 |
| 選択に関する規定の制限事項                                                                       | 14 |
| 個人情報の完全性                                                                            | 15 |
| セキュリティ対策                                                                            | 16 |
| アクセス及び訂正                                                                            | 19 |
| アクセス及び訂正に関する規定の制限事項                                                                 | 22 |
| 責任                                                                                  | 23 |
| 一般                                                                                  | 23 |
| 個人情報が移転された場合の責任の維持                                                                  | 24 |

# 越境データ移転対応の可視化

セキュリティ対策（質問 26～35） ← 「50の質問」から抜粋

このセクションの質問は、個人がその個人情報を会社に預けるときに、個人情報の紛失、不正なアクセス、不正な破壊、利用、変更若しくは開示、又はその他の不正使用を防ぐために、その個人情報が合理的なセキュリティ対策によって確実に保護されるために設けられている。

26. 情報セキュリティ方針を実装していますか？

|                          |                          |     |                          |
|--------------------------|--------------------------|-----|--------------------------|
| はい                       | <input type="checkbox"/> | いいえ | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> |                          |     |                          |

27. 個人情報を、情報の紛失または不正なアクセス、破壊、利用、修正または開示またはその他の悪用のリスクから保護するために実施している、物理的、技術的、運営上の安全保護策について説明してください。

28. 質問 27 に対応して特定した安全保護策が、脅かされる危害の可能性と程度、情報の機密性、また保管状況に鑑みてなぜ適当なのか説明してください。

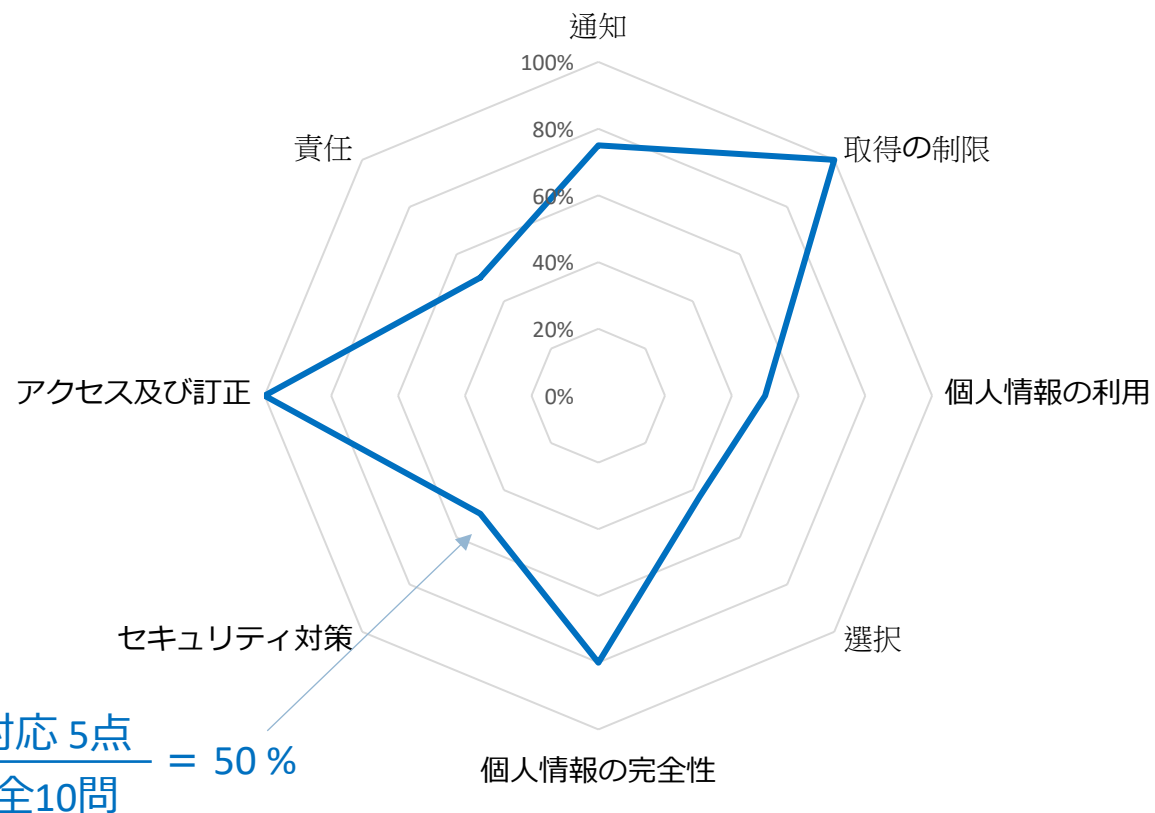
29. 従業員に個人情報のセキュリティの維持の重要性についてどのように認識させているか説明してください（定期的な研修や監督など）

＜各項目に点数をつける＞

|      |            |
|------|------------|
| 1点   | : 対応できている  |
| 0.5点 | : 一部対応している |
| 0点   | : 対応できていない |

対応状況を可視化して対応度が高ければ、速やかなCBPR認証申請も可能。

CBPR基準 越境データ移転対応度（イメージ）



## 申請準備の例（Pマーク取得済み企業の場合）



- ・ Pマークを取得していれば、大きな問題はない。
- ・ 取得していなければ、基準の準拠から※

APEC 越境プライバシールール（CBPR）システムに申請する

■APEC プライバシーフレームワークへの準拠状況の確認  
この審査基準はAPEC Cross-Border Privacy Rules System Policies, Rules And Guidel申請者は越境する個人情報（個人を識別もしくは識別し得る全ての情報）保護リスクが低い。

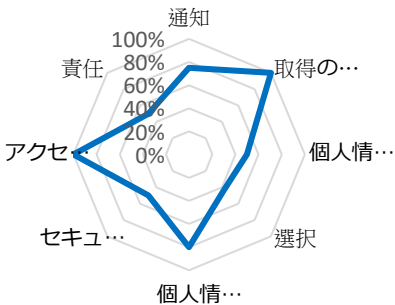
| 項目  | 基準          |
|-----|-------------|
| 1.1 | プライバシー原則の遵守 |

38項目

- ・ 越境移転の対象業務を抽出する。
- ・ データが越境している、サーバが外国にある、サーバ運営会社が外国、など。



- ・ 前ページ（11ページ）



- ・ 概算の費用感、審査期間などを相談。



- ・ 目的、方向性、対応計画など。



- ・ 業務改善、システム改修、ネットワーク対応。
- ・ 業務フロー図、システム構成図の準備。
- ・ 必要書類の作成。
- ・ 公開資料の翻訳。
- ・ エビデンスの準備。



- ・ 審査は書類、実地。



※詳しくはJIPDECサイトをご確認ください。  
<https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr.html>

## 2016年認証取得

- 前提として、当社はPマーク認証取得済み
- Pマーク認証を取得している場合、根拠資料を揃えやすい
- システムとネットワークは「ゼロトラスト・セキュリティ」  
内部からの不正アクセス対応 ファイルサーバー → クラウド・ストレージサービス
- 事務局人数 = 1.5人
- 準備期間 = 2ヶ月
- 対象業務 = 2
- 根拠として準備した文書数 = 34 (翻訳した文書 = 9)



Pマーク取得済みの場合

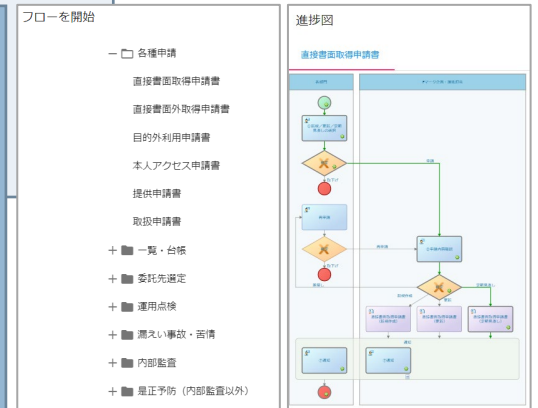
DX推進による、  
オペレーショナル・  
エクセレンスの実践

2024年

事務局人数 = 1.5人

対象業務 = 14

根拠文書 = 148



## 当社にとっての取得メリット

- 越境ビジネスを重視している取引先への信用向上  
越境での個人情報流通はクライアントにとって不安
- 他社との差別化  
高い個人情報保護意識、国際感覚、制度対応スピード
- リスクの最小化  
JIPDECのサポートが厚い、  
APEC参加国の個人情報保護制度の理解が薄くてもリスクを最小化できる

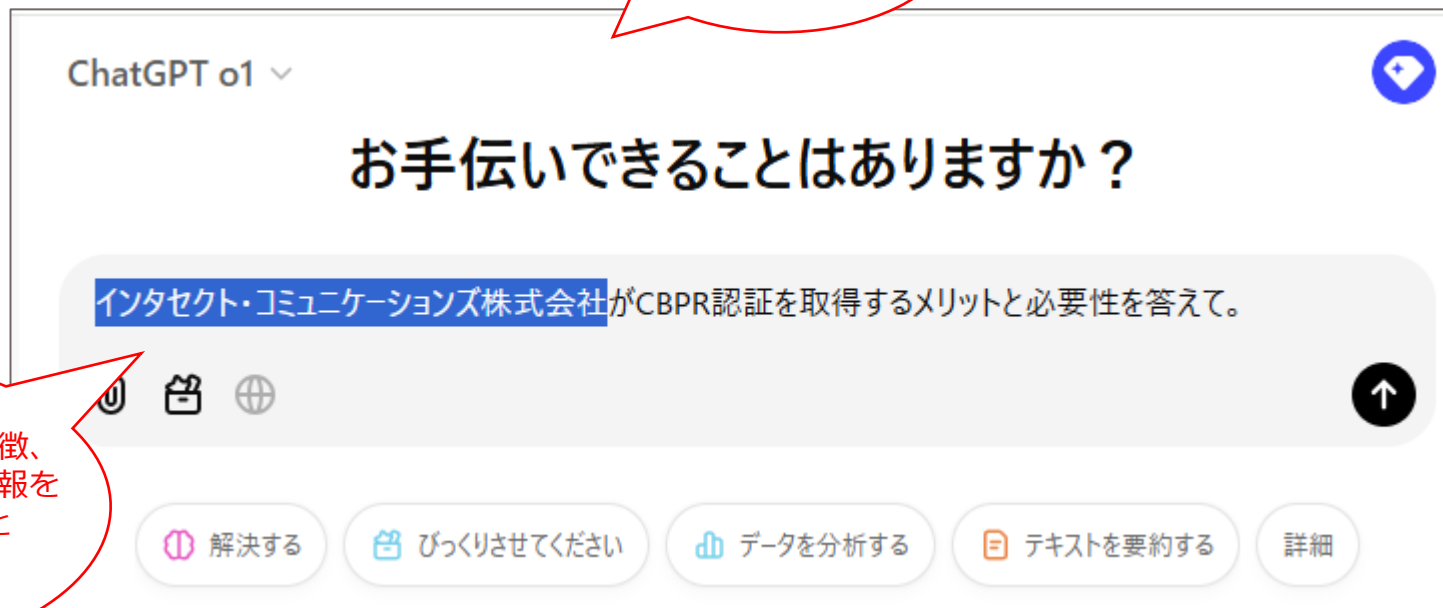
担当者の人数も  
抑えられる

## メリットのを見つけ方

OpenAI o1（ChatGPT o1）に聞く。

o1であることが重要。  
複雑な問題解決能力に  
特化したモデル。

業務環境、プロセスの特徴、  
事業の制約など、社内情報を  
プロンプトに加えると  
正確性が向上する。



The screenshot shows the ChatGPT web interface. The browser tabs at the top include 'Introducing ChatGPT | OpenAI', 'ChatGPT', and a plus sign for more tabs. The address bar shows 'chatgpt.com'. The left sidebar contains a search bar, a list of recent chats (ChatGPT, Sora, Presentation & Diag..., Strategy Planner, Risk Master), and a section for projects (プロジェクト) with options to create new projects or view recent activity. The main chat area shows a conversation with 'ChatGPT o1'. The user's message is: 'インタセクト・コミュニケーションズ株式会社がCBPR認証を取得するメリットと必要性を答えて。' (Please answer the merits and necessity of IntaSect Communications Co., Ltd. obtaining CBPR certification). The AI's response is: 'お手伝いできることはありますか？' (Is there anything I can help you with?). Below the response are several buttons: '解決する' (Solve), '計画' (Plan), 'コード' (Code), 'テキストを要約する' (Summarize text), 'ライティング支援' (Writing assistance), and '詳細' (Details). At the bottom, a disclaimer states: 'ChatGPT の回答は必ずしも正しいとは限りません。OpenAI はモデルの学習に Intasect ワークスペース データを使用しません。' (ChatGPT's answers are not necessarily correct. OpenAI does not use Intasect workspace data for model training).

Introducing ChatGPT | OpenAI x ChatGPT

chatgpt.com

IntaLinX IntaChat ChatGPT Sora Napkin AI - The visu... ファイル転送サービス Yonghong e-JINZAI for busines...

ChatGPT o1

ChatGPT  
Sora  
Presentation & Diag...  
Strategy Planner  
Risk Master  
GPT を探す

プロジェクト  
プロジェクトを新規作成

過去 7 日間  
リスク一覧作成依頼  
会議議事録の要約

過去 30 日間  
システム開発安全対策  
エンジニアのキャリアパス

チームメンバーを追加する  
同僚を ChatGPT に招待する

お手伝いできることはありますか？

インタセクト・コミュニケーションズ株式会社がCBPR認証を取得するメリットと必要性を答えて。

解決する 計画 コード テキストを要約する ライティング支援 詳細

ChatGPT の回答は必ずしも正しいとは限りません。OpenAI はモデルの学習に Intasect ワークスペース データを使用しません。

## 「中小企業こそCBPR認証を取得すべき」

あなたのお店に、  
QRコードマルチ決済  
IntaPayを。

### IntaPay

「IntaPay」は国内QRコード決済、国外QRコード決済に対応したマルチ決済システムです。  
レジでの有人決済だけでなく、券売機や自動精算機など、あらゆるシーンでサービスをご利用いただけます。

MORE →

